

浄化槽の設置に補助

— 着工前に申請を —

市は、水質汚濁防止のため、次の要件を満たす浄化槽の設置に対して補助金を交付しています。なお、補助金を申請する前に補助金事前確認書、工事を着工する前に補助金申請書を市に提出する必要がありますので、ご注意ください。

詳しくは、環境衛生課 (☎47-8574) へ。

- ◆対象浄化槽/50人槽以下の浄化槽で、所定の機能および保証制度の登録を受けているもの
- ◆対象地区/大垣・墨俣地域は下水道事業計画区域外の地区、上石津地域は下水道供用開始区域外の地区
- ◆対象建物/設置後の維持管理責任が明確な家屋 ※合併処理浄化槽の更新(入れ替え)などの場合や建売住宅・アパート・店舗・事務所などの浄化槽工事は補助対象外



- ◆補助限度額/右表のとおり ※現在、単独処理浄化槽を使用しており、同一敷地内に浄化槽を入れ替える場合は、撤去費分(上限9万円)を限度額に加算(建替・増改築を除く)。個人が行う宅内配管工事については、上限30万円を限度額に加算

設置人槽	補助限度額
5人槽	33万2,000円
6~7人槽	41万4,000円
8~10人槽	54万8,000円
11~20人槽	93万9,000円
21~30人槽	147万2,000円
31~50人槽	203万7,000円

取り壊し時の注意事項

- ①浄化槽やし尿汲み取り便槽を取り壊す前に、以下の市の許可業者に依頼し、必ず最終清掃を行ってください
【大垣地域】大垣メンテナンス (☎78-9086)
【上石津地域】<牧田・一之瀬地区>養清興業 (☎32-0586)
<多良・時地区>中央清掃垂井営業所 (☎22-0852)
【墨俣地域】中央清掃墨俣営業所 (☎62-5266)
- ②取り壊しを行う業者には、①の最終清掃の日程を連絡するなどし、作業を進めてください
- ③取り壊しが完了するまでは、定期的に維持管理(法定検査、保守点検、清掃)を行ってください

通学路のブロック塀等撤去事業補助金 撤去に補助

市は、小学校の通学路に面するブロック塀などの撤去に対し、費用の一部を補助します(要事前相談)。

- ◆対象者/ブロック塀などの所有者または管理者で、市税を滞納していない人
- ◆対象の塀/市内にある高さ1m以上のコンクリートブロック造、石造、れんが造などの塀で、市内小学校の通学路(児童の集合場所から小学校までの区間)に面しているもの
- ◆対象の工事/対象となるブロック塀などを撤去する工事で、市内業者が実施する工事
- ◆補助額/「撤去工事費の2分の1」の金額と「撤去する塀の延長(m)×1万円」の金額のいずれか少ない額(上限20万円)
- ◆申込/6月1日から、危機管理室(☎47-7385)へ

犯罪被害者への支援を開始

— 大垣市犯罪被害者等支援条例を制定 —

市は、「大垣市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者やその家族が、一日でも早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう支援しています。

詳しくは、危機管理室 (☎47-7385) へ。

主な支援内容

- ▶日常生活を取り戻すための必要な情報の提供や関係機関との連絡調整
- ▶殺人や傷害など身体を害する犯罪行為にあわれた被害者やその家族への見舞金の支給(一定の要件あり)
 - ①遺族見舞金30万円
 - ②重傷病見舞金10万円(重傷病=全治1か月以上)

マイナンバーカード 交付・申請の 夜間窓口開設

市は、平日業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、夜間窓口を開設します。



マイナちゃん

- とき/4月21日(火)・23日(木) いずれも午後5時15分~7時30分
- ところ/窓口サービス課
- 内容/マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新
- 問合せ/同課 (☎47-8764) へ



まちづくりにあなたの声を

— 各種審議会の市民委員を募集 —

市は、開かれた行政を推進するため、審議会の市民委員を次のとおり募集します。応募できるのは、国・地方自治体の議員および常勤の公務員以外の、市内在住・在勤・在学の人です。

応募書は、各課で配布または市HPからダウンロードすることもできます。意見・提言書は様式自由・未発表のものに限ります。

	①多文化共生推進会議	②大規模小売店舗の出店に伴う地域環境保全のための検討委員会	③文化施設の運営委員会 (対象施設: 歴史民俗資料館、郷土館、輪中館、金生山化石館)	④人権のまちづくり懇話会
対象	20歳以上(4月1日現在)	20歳以上(6月1日現在)	20歳以上(6月1日現在)	18歳以上(7月1日現在)
活動内容	平日の昼間に年1~5回、多文化共生推進会議に出席し、指針の進捗状況および年次計画などについて提言	平日の昼間に年1回程度、大規模小売店舗立地法に基づく届け出などを審議	平日の昼間に年1回程度、施設の運営方針(展示の内容や方法など)などを審議	平日の昼間に年2回程度、人権尊重のまちづくりの実現について提言
任期	委嘱した日~令和4年3月31日	6月1日~(2年間)	6月1日~(2年間)	7月1日~(2年間)
募集人数	2人	2人以内	各施設1人	2人程度
応募方法	応募書と「多文化共生のまちづくり」に関する意見・提言をまちづくり推進課(☎503-8601 丸の内2-29、e-mail:machizukuri@city.ogaki.lg.jp)へ	応募書と「大型店とまちづくり」に関する意見・提言(800字程度)を商工観光課(☎503-8601 丸の内2-29、e-mail:syukoukankouka@city.ogaki.lg.jp)へ	応募書と各文化施設に関する意見・提案などを文化振興課(☎503-8601 丸の内2-29、FAX81-0715、e-mail:bunkasinkouka@city.ogaki.lg.jp)へ	応募書と「市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認めあう人権尊重のまちづくり」に関する意見・提言(800字程度)を人権擁護推進室(☎503-8601 丸の内2-29、FAX81-7800、e-mail:jinken@city.ogaki.lg.jp)へ
応募締切	5月15日(消印有効)	5月8日(必着)	5月1日(消印有効)	5月11日(必着)
問合せ	まちづくり推進課 (☎47-8546)	商工観光課 (☎47-8596)	文化振興課 (☎47-8067)	人権擁護推進室 (☎47-8576)